

洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査等に関する対応と考え方について

一般社団法人 全国水産技術協会

洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査については、漁業を維持し発展させるという基本的な考えから、当協会の漁業影響調査の内容等について明らかにしてきたところである。

日本海北部海域においては、国から「有望な区域」として指定され、法定協議会が設置された海域から、一歩進んですでに事業者が決定し、漁業影響調査が開始されようとしている海域もあり、計画の段階から実現の段階へと進展している現状である。

そこで、道府県からの情報も入手して、漁業者の立場に立った洋上風力発電施設建設に伴う漁業影響調査、漁業影響緩和策および水産振興策等の諸施策は如何にあるべきかについて、当協会内部で議論を進めてきたところである。漁業は安全・安心な水産物を国民に提供する食料供給産業として、持続的に発展させる必要があり、魚介類の食料自給率を向上させることが、食料の安全保障上からも重要であると考えている。

洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査等に関する実施時期、経費負担、実施体制、対象とする水産生物等について、細部にわたる当協会の考え方を取りまとめたので、国、道府県および事業者等がそれぞれの立場に立って、漁業影響調査の重要性を理解いただくとともに、漁業影響緩和策および水産振興策等の諸施策の実施に当たっての指針となることを願って、ここに検討の結果を公表するものである。

1. 漁業影響調査等の基本的な考え方

1) 漁業影響調査とは

- (1) 漁業影響調査は環境アセスメント調査と異なり、法律に基づき実施されるものではなく、「漁業影響調査指針」（日本水産資源保護協会・全国漁場環境保全対策協議会・全国漁業協同組合連合会 平成17年3月）に基づき実施されるものである。
- (2) しかし、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（平成30年12月7日法律第89号 最終改正 令和2年6月12日法律第49号）（以下、「再生エネルギー発電事業法」という。）の第8条第1項第5号には、「海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。」と規定されており、発電事業の実施により、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない旨「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進区域指定ガイドライン」（令和元年6月策定 令和3年7月改訂 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局）（以下、「ガイドライン」という。）第3章促進区域の指定の基準第5号にも明記されている。
- (3) したがって、漁業影響調査は法律には規定されていないものの、洋上風力発電施設の建設（以下、「施設建設」という。）に当たっては、再生エネルギー発電事業法の規程によって発電事業者が、環境アセスメント調査と同様に取り組まなければならない調査の一つであると考えられる。

- (4) また、ガイドラインによると、「関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を関係漁業団体に十分に確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域への指定は行わない。」と明記されているので、施設建設を進める上では非常に重要な調査と位置付けられていると考えられる。
- (5) 漁業影響調査は、上記 1.の 1)の(2)に記したように、発電事業の可否を決定することとなる重要な調査であることを認識して実施しなければならない。
- (6) 施設建設に係る漁業影響調査を次のように段階的に構成する。
 - ① 計画段階：関係機関等の要請によって、「事前机上検討」（操業実態の聞き取り、既往知見の収集整理、事業内容の確認）を実施する。
 - ② 工事前段階：事業者が決定した後、「工事前現地調査(漁場環境調査、水産生物調査および漁業実態調査)」、「予測評価」、「漁業影響緩和策」を実施する。
 - ③ 工事中および工事後段階：「漁業影響モニタリング調査」を実施する。
- (7) しかし、施設建設に伴う漁業影響調査は、本来上記 1.の 1)の(6)の②に記したように、工事前段階で実施する必要があると考えているが、施設建設の重要性と緊急性等に鑑み、建設工事と同時並行的に実施することも容認せざるを得ないと考えるので、5年間の調査期間のうち、最低1年間は工事前段階に調査を実施しなければならない。
- (8) 工事に着手してからは漁業影響モニタリング調査を実施しながら、必要な漁業影響緩和策にも精力的に取り組むことが重要となる。
- (9) 漁業影響モニタリング調査は、工事前現地調査と同じ調査方法で継続し、工事前からの状況を経年比較しながら、その変化の有無と程度を確認するため、洋上風力発電施設が廃止されるまで継続する必要性を視野に入れて検討するべきである。
- (10) 漁業影響調査の意義、内容等について、理解を深めるためには、漁業者、事業者を含む関係者に対して、機会を捉えて詳細に説明することが必要である。

2) 漁業影響緩和策とは

- (1) 漁業影響緩和策とは施設建設により生ずる漁業等への各種影響を軽減、最少化もしくは代償するための対策である。
- (2) 漁業影響緩和策の策定に当たっては、漁業者の要望が最大限生かされることが必要である。
- (3) 漁業影響緩和策は、道府県が長期的な視点で策定する水産振興策と一体となって、策定することが重要である。

3) 水産振興策とは

- (1) 漁業影響緩和策と水産振興策は、漁業者の持続的な漁業活動と安定した生活のための対策であるが、最上位目標は国民の生活の基盤となる「魚介類の食料自給率の向上」である。
- (2) 水産振興策は水産業を維持、発展させるために道府県が経費を負担し、長期的な視点から取り組む対策であり、本来は漁業影響緩和策とは区別されるものである。
- (3) 施設建設に伴う対策として、例えば養殖施設の建設を事業者が漁業影響緩和策の一環として負担し、その後道府県が水産振興策の新たな養殖事業として、継続的に支援・運営するなど、漁業影響緩和策と水産振興策の二つの対策が連携することも重要である。

- (4) 水産振興策の策定に当たっては、漁業を地域の基幹産業として位置付けるとともに、地域の社会資本整備の一環として、漁業後継者の育成も考慮しながら、漁業が必要不可欠な魅力のある産業である点を強調するものでなければならない。

2. 漁業影響調査等の実施体制

1) 漁業影響調査実施機関が満たすべき要件

- (1) 漁業影響調査は、上記 1.の 1)の(5)に記したように発電事業の可否を決定することとなるので、経験豊かな専門的機関であり、かつ、中立的機関によって実施され、その結果は漁業者が納得するものでなければならない。このことから、専門家が科学的に漁業への影響を検討したものでなければならないと解釈される。
- (2) 漁業影響調査は上記 1.の 1)の(3)に基づき実施されるので、一定の資格要件を満たした公平・中立的で公正な第三者機関が漁業者の負託に応え、道府県（水産試験研究機関等）と連携して調査を実施しなければならない。
- (3) 漁業者のために漁業影響調査および漁業影響緩和策等を実施することとなるので、漁業等に関する科学的な知識と経験を有する実績ある機関が調査等を計画・立案する必要がある。
- (4) 施設建設に伴う漁業影響については、水産資源学、沿岸海洋学、水産増殖学、数理解析等、施設建設に関する専門家等から構成する科学的、中立的な委員会を組織し、調査計画の立案、結果の評価、漁業影響緩和策等の策定に当たって、委員会の公正な指導・助言を求められることができるような体制で取り組まなければならない。

2) 漁業影響調査等の実施体制

(1) 道府県の水産試験場等研究機関の現状

- ① 水産試験研究機関は、かつては水産庁からの補助金による調査研究も多く実施されていた時期もあったが、零細補助を廃止するとの全国知事会からの要請によって、これらの経費が交付金とされた関係から、水産試験研究に要する経費の確保が難しくなっている。
- ② 各道府県ともに研究評価と競争的資金の積極的な導入を進めた結果として、短期的に結論が得られる課題に集中して調査研究が実施される例も散見され、長期的視野に立った調査研究の実施が困難となっている。
- ③ 地方公共団体の水産関係研究職員の定員は、漁獲量の減少もあって減少傾向にあり、新たな事態に対応する体制を築くことが困難となっているので、国等の強力な支援が必要である。
- ④ 施設建設に伴う漁業影響調査等について、道府県の水産試験研究機関、国立研究開発法人水産研究・教育機構等がどのように係わるかについては、全国水産試験場長会や水産庁等との協議が必要であると考えている。

(2) 実施体制等

- ① 漁業影響調査および漁業影響緩和策を実施するに当たっては、道府県(水産試験研究機関等を含む。)、漁業者、事業者、調査実施機関等によって構成される「〇〇県漁業影響検討会議」(仮称)を設立し、その内容、実施方法等について検討することが必要である。
- ② 洋上風力発電事業の海面占用期間は 30 年であり、漁業影響調査をとおして、具体的な漁業影響

緩和策の実施、さらに実効ある水産振興策を推進するためには、長期間にわたる安定した体制づくりが重要である。

- ③ 漁業影響緩和策の効果実証調査は、道府県が主体となって実施することが必要である。
- ④ 道府県の発案により洋上風力発電所の建設を推進しているので、漁業影響調査、それに続く漁業影響緩和策、水産振興策の検討、実施についても積極的に地元の水産試験研究機関等が参画することは当然と考えている。
- ⑤ しかし、どのように参画するかについては、個々のケースで調査実施機関と道府県との間で調整することが必要である。
- ⑥ 漁業影響調査は上記 2.の 1)の要件を満たした機関によって実施されるが、その際には地元の水産試験研究機関等の積極的な関与が必須である。
- ⑦ そのためには、水産試験研究機関等の調査研究に要する経費および調査研究に従事する研究職員の確保を図らなければならない。
- ⑧ 広域に回遊するサケ科魚類への影響を調査するためには、当該道府県のみで調査で完結するとは考えられないので、近隣の道府県を含めた実施体制の構築が必要である。例えば、サケ科魚類の移動回遊に関する調査を完全なものとするためには、日本海側では石川県から北海道までを含めた広域な調査体制を構築することが必要である。
- ⑨ 漁業影響調査実施機関は調査の実施に当たって、地元漁業者が所有する漁船を積極的に備船する対策を実施しなければならない。
- ⑩ 現状では施設建設が予定されている道府県においては、施設建設に伴う漁業影響調査等が水産試験場等研究機関の業務として位置付けられていないので、水産庁は道府県の行政当局に対して、辞令の交付等を含めて業務として位置付けるよう指導することが求められている。

3) 経費負担の問題

- (1) 漁業影響調査は施設建設の工事前段階で開始することが必要であるが、この段階では事業者が選定されていないので、調査経費をいかに確保するかが大きな問題となる。例えば、国の経費によって調査を実施することも考えることが必要である。
- (2) 環境アセスメント調査では、環境省が事前に調査を実施し、そのデータを事業者に提供する取り組みがすでに山形県遊佐町で行われているので、同様の取り組みを漁業影響調査についても検討する必要がある。漁業影響調査を環境アセスメント調査と同時に実施することによる漁業者と事業者の双方のメリットは大きいと考えられる。
- (3) 漁業影響緩和策は上記 1.の 2)の(1)に記したように、漁業への影響を最小限にとどめるための対策であることから、その必要な経費は事業者の負担とする。
- (4) 施設建設に伴う調査研究費、人件費等については、地元の道府県に負担を求めるばかりでなく、国からの補助金等を考える必要がある。
- (5) 事業者が地元自治体や漁業者からの要望を踏まえて、漁業振興を目的として地元自治体が設ける基金への拠出、漁業影響調査に関する地元自治体への基金の拠出並びに漁業振興基金へ拠出した事例(千葉県銚子沖の例)もあるので、今後、この方式が定着することが望ましいと考えている。

3. 漁業影響緩和策

1) 事業者との対応に関する事項等

- (1) ガイドラインでは「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。」を促進区域として指定する条件の一つとしているので、事業者は指定されてからも漁業者の懸念に誠実に応えていかなければならない。
- (2) そのため、事業者は漁業者等からの漁場環境、漁業および漁業生物への懸念等のほか、工事中以降の安全対策など、随時、必要な情報を広報する必要があるので、それら照会窓口を明らかにしなければならない。
- (3) 施設建設工事が終了した後、その海域への出入りは自由にできるのか、海面や海底に生簀等の養殖資器材を設置することは可能か、魚礁のような構造物を海底に設置することは可能か等が明らかにされないと、漁業影響緩和策の実施上問題となる。
- (4) 風車の支柱に漁業影響モニタリング調査用の自動観測機器を設置することは可能かについて、工事前に確認する必要がある。

2) 増養殖事業に関する事項

- (1) 日本海側では暖海性魚類（ブリ・イナダのほかサワラも増加）、回遊性魚介類（スルメイカ、ブリ・イナダ、サケ・マス、サワラ、マグロ類、アジ、イワシなど）のほか、多様な底生魚介類（イワガキ、ベニズワイガニ、ホッコクアカエビなど）が漁獲されているので、新たな増養殖業の対象種を検討する。
- (2) 海面の漁業者からの要望として、イワガキ増殖場造成、特定魚種の魚礁造成（高価格のキジハタなど）が挙げられている。
- (3) 内水面漁業者からのサケ・マス類等の回遊性魚類への影響が懸念されとの意見もあるので、適切な対応が求められている。
- (4) 海岸線の地形と冬季の厳しい海象条件から、増養殖が盛んでない日本海北部海域の道県に対して、これからの漁業の中で養殖業なしに将来像を語ることはできないと考えられるので、丁寧に必要性和可能性を説明する。
- (5) 新しい漁業として増養殖業を推奨するに当たっては、地元の資源を重視しながら、その対象となる魚介類を種類ごとに提案することが、漁業者の理解を得るための必要条件と考えている。
- (6) 日本海の冬季の荒天を考えると、海上に生簀等の養殖施設を設置することは不可能なので、陸上と海底の利用、夏季の静穏時期の作業の効率化等を重視して、設置場所を検討することが必要である。
- (7) 冬季の海象条件から日本海側は1年当たり100日間程度に出漁日数が制限されるので、荒天時には漁業と養殖業を組み合わせた漁家経営を推進することへの漁業者の理解を得る努力が求められている。
- (8) 現地の海面利用実態を調査し、実態に即した対策でなければならない。
- (9) 増養殖事業に適する魚介類について検討する必要がある。
- (10) 魚類養殖業を新たに開始するに当たっては、種苗の選定と入手先の確保、飼育を担当する者の

教育・実習ばかりでなく、飼料や魚病を予防するための水産用医薬品の開発等養殖用資器材の充実を進めなければならないが、それにはかなりの時間が必要なこと、国の強力な支援が必要なことから、早期に準備に取り掛からなければならない。

① 魚類養殖

種苗生産が行われているクロソイ、ヒラメ、マダイ、クルマエビ、アワビ類などのうち、陸上における閉鎖循環式養殖池によるクロソイ、ヒラメなどの養殖、流水式養殖池におけるサケ科魚類養殖の先行事例があるが、基本的な考え方として、養殖に用いる種苗等は、遺伝子攪乱を防止する意味からも地元産のものを優先することとする。

a. サケ科魚類

- ・サクラマスは安定的に種苗を確保できることが重要であるが、長野県の養殖業者が 30～40g で海水への馴致が可能となる種卵を生産しているの、陸上における池中養殖(閉鎖式循環を含む。)用の種苗として検討することも考えられる。
- ・トラウトサーモン養殖については、青森県等の先行事例を参考としながら、今後検討することが必要であるが、種卵を輸入に頼らざるを得ないことが問題である。

b. トラフグ

- ・現在、暖海性のトラフグの漁獲量が増加し、円滑な流通と販売が課題となっている。
- ・陸上における閉鎖循環式養殖の事例があり、地域の特性を生かした地熱利用を含めた新たな陸上養殖を検討することが望ましい。

② 貝類養殖

a. イワガキ

- ・施設建設に伴う漁業影響緩和策として、現行の増殖礁（魚礁）事業を拡大する方向を考えるが、当面は風車の支柱の洗掘防止工の利用が考えられる。
- ・マガキは 8 月末になると放卵し、軟体部が透明化してミズガキとなるが、イワガキの放卵は 9 月末となるので、夏ガキとしての価値は良好であり、マガキとは消費時期が競合しないというメリットがある。
- ・養殖は太平洋側では垂下式で実施されているが、日本海側では海面養殖できる海域は限られている。
- ・日本海北部海域の道県でも養殖することは可能であるが、着生基盤を増やすだけでなく、陸域からの栄養塩類の供給量が調整でき基礎生産力を高めることによって、餌料環境を向上する必要性も考えられる。

b. アワビ類

- ・現在エゾアワビ養殖を継続している事業体では、殻長 3～4 cm 前後まで育成して出荷し始めており、殻長 5～6cm の段階までを 2 カ年で育成することにより、採算性を維持している事例もある。

c. サザエ

- ・サザエについて種苗放流ばかりでなく、陸上施設に蓄養し、品薄となる端境期に出荷することも検討する。

③ 藻類養殖

a. ワカメ

- ・1年間で製品として出荷できることから、新たな養殖適地を選定することを含め、今後検討する必要がある。

b. アカモク

- ・機能性食品とされるアカモクは、松島湾等では垂下養殖しているので、養殖そのものは可能であるが、着生基盤を確保するための水中研磨機器などによる掃除も検討する。

④ その他の対象種

a. マナマコ

- ・日本海側では底層における餌料環境が必ずしも適しているとは言えないが、検討に値するものである。

⑤ 関連対策

a. 藻場造成

- ・幼稚仔の育成の場として重要なので、新たな藻場造成の適地選定も必要である。

b. 基礎生産力の向上

- ・沿岸における漁業生産力を向上させるためには、基礎生産力の増強が必須である。そのため、全漁連が推奨している豊かな海を実現する観点から、内湾等で実施されている広域下水道の栄養塩類の能動的運転管理等を検討する必要があるが、イワガキなど生食として利用する水産物に対する風評被害を防止する配慮も必要である。

3) 資源管理に関する事項

- (1) 施設建設海域より沖合で漁場形成されている魚介類のうち、施設建設による影響が明らかな種、養殖できない種、地元の重要な種等についてはそれらの資源管理を検討する。
- (2) 日本海側も温暖化の影響を受けて、水温が上昇していることから、海域によってはこれまでほとんど漁獲されることがない魚類(サワラ、ワニエソ、タチウオ、キダイなど)が水揚げされているので、魚種交代も見ながら利用加工法を検討する必要がある。
- (3) 下記の漁業生物種ごとの資源管理の現状について確認し、対策を検討する。

① 魚類

a. ハタハタ

- ・重要種であるハタハタをはじめ、地元の魚介類の研究成果について、地元の専門家（水産試験研究機関等）へヒアリングし、生態情報等を収集する必要がある。
- ・魚礁を造成した結果、重要種であるハタハタの稚魚を食害するメバルなどの魚食性魚類が増加することが懸念されるので、魚礁の設置に当たっては、稚魚の分布状況を考慮して、漁業者、専門家等からの意見を尊重することが重要である。
- ・長期的な視点から、地元の重要魚種であるハタハタ養殖の可能性についても検討すべき課題として考える。

② 貝類

a. エゾアワビ

- ・アワビ資源は全国的に極めて減少しており、種苗放流による資源管理が行われているが、その効果が明らかにされていないのが現状である。

③ 甲殻類

a. ベニズワイガニ

- ・資源の管理を徹底する。

b. ズワイガニなど

- ・資源の管理を徹底する。

4) 新しい漁業の創設

(1) 儲かる漁業

- ・漁業者は漁獲物を市場に届けることを漁業と考えているが、これからは付加価値を付けるため一次加工処理等を施し、高く売る努力を自ら行うことが重要である。
- ・地元でなくては入手できない食材については、漁業者は独自の流通網を駆使して、収入増に繋げる努力が求められている。
- ・漁業者の収入が増える直販などの各種対策も考え、流通業者だけが儲かる仕組みを改める必要がある。
- ・新型コロナウイルス蔓延後の外食機会の減少、内食の増加により家庭向け直販の需要が増大しているので、今後、水揚量が少ない地元特産の未利用魚の直販、一次加工して家庭で利用しやすい形態の商品開発・販売対策は、漁家収入増大の方策として有効と考えられる。
- ・地産地消（地元に行けば食べられる）を進めるため、道の駅などで水産物を販売し、地元観光客を呼び込む体制づくりを進める。

(2) 農林水産業を核とする地元振興策

- ・安全・安心、地元の美味しい水産物の安定供給を考え、地元の食材の付加価値を高めながら、県内の温泉地などの観光産業等と連携した地場産業の新たな振興を検討する。
- ・漁村は地域の重要な単位となっているので、水産業に止まることなく農林水を一体とした地元振興策の策定が望まれるところである。

(3) 後継者対策

- ・漁業者は後継者対策として、市場と連携しながら輪番制を含めた週休二日制を導入し、労働環境の整備を進めなければならない。
- ・地元の水産資源の持続的利用と、水産業を産業として成長することを両立させるためには、ICT 技術や IoT の導入による作業の省力化を図ることによって、従来の漁業に対する負のイメージを転換し、若手労働力の確保を促すことが必要である。
- ・漁業や水産加工業に意欲のある移住者を募る活動も必要である。
- ・漁村の高齢化による過疎化への対策を検討することも必要である。

5) その他の漁業影響緩和策

- ### (1) 洋上風力施設の構造については、漁業影響緩和策の一環として、風車の支柱に気象・海象の自動観測機器が設置できるよう設計することなどが検討課題である。洋上風力施設における連続観測データに加え、道府県の水産試験研究機関の調査船や漁船によるリアルタイムデータから、

漁業者が要望する漁海況予報の精度向上を図る必要がある。

- (2) 風車の下部を魚礁構造とするほか、施設建設海域内を魚礁造成場として利用できるかについて、漁業者の意見と水産工学的な知見から、その可能性を検討するが、底曳き網等従来から営まれている漁業への新たな操業障害となる可能性もあるので、計画の立案に当たっては、地元漁業者の意見を十分に聴取し、調整した上で実施する必要がある。
- (3) 施設建設海域内に沖合養殖施設を設置することは、施設の耐性、設置水深のほか、日常管理を含め、冬季の海象条件からも現実的ではないと考えられる。
- (4) 日本海側の年間雷日数(雷を観測した日の合計)が多く、発電施設への落雷・ブレードの破損等による漁業操業への二次的被害も懸念されるので、落雷防止工の必要性を検討する。

4. 漁業影響モニタリング調査

1) 実施体制

調査は工事前現地調査と同じように、公平・中立的で公正な第三者機関が道府県（水産試験研究機関等）と連携して、漁業影響検討委員会の指導と助言を受けながら、実施しなければならない。

2) 実施期間

- (1) 外海における施設建設に伴う漁業影響調査は、我が国では先行事例が少なく経験も乏しいことから、想定外の事象の発生も危惧されるので、供用開始後においても継続して、漁業影響モニタリング調査を実施する必要がある。
- (2) 漁業影響モニタリング調査は、工事中には騒音・振動等による魚介類への影響が心配されるばかりでなく、供用開始から終了、施設を撤去するまで期間をとおして実施しなければならない。

3) 漁業影響モニタリング調査の項目

工事前現地調査において実施される「漁場環境調査（生息環境、餌料環境）」、「水産生物調査（水産生物の成長段階に応ずる分布、出現量、回遊経路など）」および「漁業実態調査（標本漁家、漁獲実態）」と比較するため、調査項目を同じ方法で実施することを基本とするが、調査の時期・頻度や調査測点の配置等詳細については、漁業影響検討委員会において調査内容が検討される。

参考 一般社団法人全国水産技術協会について

1. 漁業影響調査等の実績

- 1) 当協会は国・道府県等の試験研究機関等において、研究・開発業務等に従事した者が、在職中に得た技術、経験、人脈等を生かして、水産業の振興・発展に貢献することを目的として、平成 20 年 10 月に設立した一般社団法人であり、現在約 70 名の会員が全国で活躍している。
- 2) 当協会は愛知県漁業協同組合連合会および宮城県漁業協同組合からの要請を受けて、施設のリニューアル工事あるいは新設工事等に伴う水温上昇等の問題について、漁業影響調査を実施してきた実績(平成 23 年以降 17 件)があり、わが国における漁業影響調査実施する機関として第一人者であると自負している。
- 3) 当協会は内湾域における漁業影響調査等の実績と経験等のノウハウを蓄積しているので、これらが洋上風力発電施設の建設工事に伴う漁業影響調査を実施する際には、漁業者のための実施機関として 2.の 1)の要件を備えている。

2. 当協会の各種調査に対する実施体制

- 1) 当協会は漁業影響調査を受託した場合には、協会の試験研究に従事した経験を有する職員のほか、賛助会員の中からその経験年数、研究・調査実績等をもとにして、出向契約を締結して当協会の職員として調査業務に従事している。
- 2) 当協会の「技術専門員等規程」に定めるところにより、出向契約した職員には技術専門員、調査専門員、解析専門員、調査協力員等の役職名を付与し、当協会の制服等を着用して調査業務に従事している。
- 3) 当協会は「受託業務実施規程」によって、調査の実施段階から結果の取りまとめに至るまでの間、その責任者を定めなければならないと規定されているので、報告書等の成果物は一定の品質が保証されている。
- 4) 当協会は「受託業務実施規程」により、受託案件ごとに水産資源学、沿岸海洋学、水産増殖学、数理解析等の専門家から構成される「漁業影響検討委員会」等を設け、専門家の指導・助言と、地元の水産試験場等の協力を得て、現地の状況等を詳細に入手し、中立・公正な立場から影響を科学的に評価している。

3. 品質管理等

当協会は ISO9001:2015 品質マネジメントシステムおよび ISO14001:2015 環境マネジメントシステムの認証を受けている。